

## 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定 障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準に関する条例等の 一部改正について

障がい者支援課

### 1 改正の理由

「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」（平成 29 年 6 月 2 日公布、平成 30 年 4 月 1 日施行、以下「法」という。）により、障害福祉サービス等利用者と介護保険サービス利用者が同一事業所でサービスを利用しやすくなる共生型サービスが創設されたことに伴い、共生型サービスに係る従業者、設備及び運営の基準を定める。

### 2 改正の内容

共生型サービスに係る従業者、設備及び運営の基準を定める。

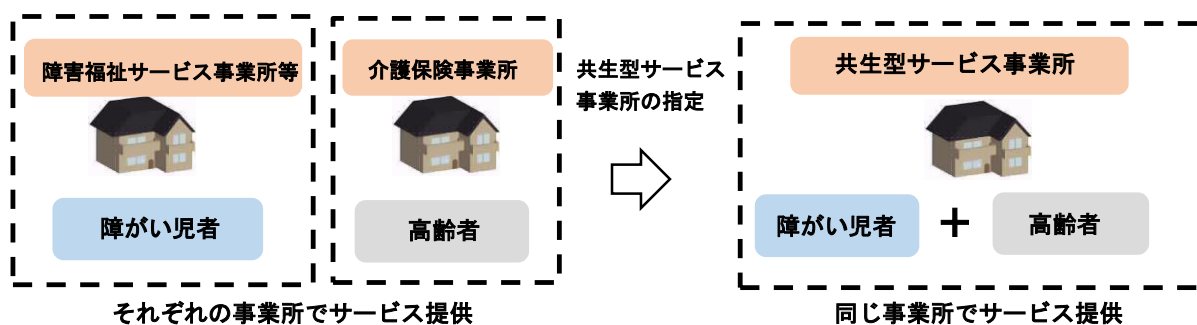
項目	主な内容
従業者基準	・必要な訪問介護員等の配置
設備基準	・居室の面積 ・施設の内装等の木材利用に努める（県独自基準）
運営基準	・重要事項を記載した文書の交付・説明、利用申込者の同意 ・正当な理由がないサービス提供の拒否の禁止 ・食事は県産農畜産物の利用に努める（県独自基準） ・関係施設からの技術的支援を受けること

※県独自基準は、従来のサービスと同様の規定

### 3 対象サービス

区分	障害福祉サービス等		介護保険サービス
ホームヘルプサービス	居宅介護 重度訪問介護	⇔	訪問介護
デイサービス	生活介護 機能訓練・生活訓練 児童発達支援 放課後等デイサービス	⇔	通所介護
ショートステイ	短期入所	⇔	短期入所生活介護

#### 【イメージ】



### 4 施行日 平成 31 年 4 月 1 日

（法は平成 30 年 4 月 1 日施行だが、基準は平成 31 年 3 月 31 日までは省令を条例とみなす経過措置が設けられている。）

## 【参考 1 改正した条例】

### ○障害福祉サービス等（障がい者支援課）

- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準に関する条例
- ・ 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例

### ○介護保険サービス（介護支援課）

- ・ 介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例
- ・ 介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の従業者、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例

## 【参考 2 共生型サービスの指定状況（平成 31 年 2 月 1 日現在）】

障害福祉サービス等	事業所数
居宅介護	1
重度訪問介護	1
生活介護	6
機能訓練	0
生活訓練	1
児童発達支援	2
放課後等デイサービス	2
短期入所	0

介護保険サービス	事業所数
訪問介護	0
通所介護	0
短期入所生活介護	0